

令和5年7月の豪雨による被災者の皆様へのお知らせ

この度の令和5年7月の豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆さまには、一日も早い復旧をお祈りいたします。

当金庫では、被災されたお客さまに下記のお取扱いをさせていただきますので、お知らせいたします。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることを確認させていただいたうえで払い戻しいたします。
- (2) お届出印を紛失された場合は、預金者であることを確認させていただいたうえで、拇印にて対応いたします。
- (3) ご事情により定期預金・定期積金等の満期日到来前の解約についても承ります。
- (4) 今回の災害により、支払期日が経過した手形の取立てのご相談については、お取引店窓口へお申し出ください。
- (5) 汚れた紙幣を引き換えいたします。
- (6) 災害の復旧、応急資金等の各種ご融資は、窓口にご相談ください。
- (7) 被災に係るその他金融に関するご相談についても、最寄りの窓口へお申し出ください。

以上